

1. 園児・児童・生徒等が感染者となった場合の対応

- ・感染者の出席停止期間は、原則として、症状が出始めた日の翌日を1日目として10日経過、かつ、症状がなくなってから72時間(3日)が経過するまでとします。ただし、無症状の場合は、陽性が確定した検査日(検体採取日)の翌日から7日間経過するまでとします。

2. 園児・児童・生徒等が濃厚接触者となった場合の対応

- ・濃厚接触者の出席停止期間は、原則として、感染者と最後に接触した日(同居者の場合は、家庭内で感染対策を開始した日)の翌日を1日目として7日間とし、8日目から解除します。ただし、同居家族の中で別の家族が感染した場合は、改めてその家族の発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日から7日間の自宅待機とします。
- ・濃厚接触者に発熱等の症状がある場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を伝え、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診するようお願いいたします。受診後は、医療機関や保健所の指示に従ってください。
- ・学校の教職員については、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者にあたるため、無症状の濃厚接触者に限っては、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は5日目に待機を解除することができます。

3. 同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ① 同居家族に症状がない場合は、原則、登校を控える必要はありません。ただし、感染拡大の観点から、あるいは保護者の意向等で登校を控える方が望ましいと判断した場合には、園・学校の実状に合わせて柔軟に対応します。
- ② 同居家族に症状がある場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を伝え、かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診してください。
その際、園児・児童・生徒等は感染の有無が判明するまで自宅待機します。なお、①、②のいずれの場合も、出席停止の措置を取ります。

4. 生徒等に発熱等の風邪症状がある場合の対応

- ・かかりつけ医及び発熱外来認定医療機関を受診し、感染の有無が判明するまで自宅待機するようお願いいたします。
- ・受診の結果、陽性が判明した場合は、医療機関や保健所の指示に従ってください。
- ・受診の結果、陰性であっても、症状がなくなってから3日間を経過するまでの間は自宅で健康観察を継続してください。
※上記のいずれの場合においても保健所や受診した医療機関からの指示がある場合は、その指示に従ってください。